

低入札価格調査制度の一部改正について

防府市入札検査室

現在、低入札価格調査基準価格を「防府市低入札価格調査実施要領」に基づき算出しておりますが、土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）の調査基準価格の算出方法について、一部改正しましたのでお知らせします。

1 改正内容

【現行】	【改正後】
<p>(1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）</p> <p>予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合計。）を次の①又は②のとおり切り上げた価格とする。</p> <p>①設計額が、3,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>②設計額が、3,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。</p>	<p>(1) 土木系工事（土木等一般工事）</p> <p>予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合計。）を次の①又は②のとおり切り上げた価格とする。</p> <p>①設計額が、3,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>②設計額が、3,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）</p> <p>予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+機器単体費※の9.2/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合計）を2-(1)-①又は②のとおり切り上げた価格とする。</p> <p>※機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。</p>

2 適用開始日

令和6年4月1日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用する。